

日口間の漁業協定について

1 日口間の漁業協定

我が国とロシアとの間では、3つの政府間協定及び1つの民間協定が存在しており、これらの枠組みの下で日本漁船の操業が行われている。

2 各協定の概要

(1) 日ソ地先沖合漁業協定 (1984年12月署名、発効)

日口双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件を定めるためのもの。漁獲割当量等の操業条件は、毎年、協定に基づいて設置される日口漁業委員会における協議(例年12月頃に開催)で決定している。

● 2015年の操業条件

(日本) サンマ、イカ、スケトウダラ、マダラ等

漁獲割当量 相互枠:62,396トン【協力金:3.3億円】

有償枠:2,026トン【見返金:8,744万円】

(ロシア) イトヒキダラ、サンマ、サバ等

漁獲割当量 相互枠:62,396トン

● 主な論点

- ・日本側が必要とする漁獲割当量と、この量に見合った協力金等の設定

(2) 日ソ漁業協力協定 (1985年5月署名、発効)

日本水域における我が国漁船によるロシア系さけ・ますの漁獲は、協定に基づいて設置される日口漁業合同委員会における協議(例年3月頃に開催)で決定される事項に従って実施される。

ロシア水域における我が国漁船によるロシア系さけ・ますの漁獲は、別途開催される政府間協議で決定される事項に従って実施される。(例年4月頃に開催)

● 2015年の操業条件

① 日本水域 (カラフトマス、シロザケ等)

漁獲割当量:2,050トン【協力金:2億6千万~3億円(実績に応じて決定)】

操業隻数 :49隻

② ロシア200海里内(ベニザケ、シロザケ等)

漁獲割当量:1,962トン【入漁料:6億円】

操業隻数 :19隻

- 主な論点

- ・日本側が必要とする漁獲量と、この量に見合った協力金等の確保
- ・サケ・マスの日本水域への回遊量が不安定

(漁業者の要望)

ロシア水域における流し網禁止に伴う国内産業への影響対策

- (3) 北方四島周辺水域操業枠組協定 (1998年2月署名、同年5月発効)
北方四島周辺12海里水域における北海道沿岸漁民の安全操業に資するため、本協定に基づく日ロ両国政府による政府間協議、ロシア当局と我が国漁業者団体による民間協議が行われている。

政府間協議においては協定の延長、操業の指針、民間協議においては具体的な操業条件について協議しており、例年10～11月頃に実施されている。

- 2015年の操業条件

スケトウダラ、ホッケ、タコ

漁獲量:2,180トン【協力金:2,130万円 機材供与:2,110万円】

隻数:48隻

- 主な論点

- ・日本側が必要とする漁獲量と、この量に見合った協力金等の設定
- ・ロシア・トロール漁船が関与する漁具被害の防止

(漁業者の要望)

ロシア・トロール漁船の操業を停止すること

- (4) 貝殻島昆布協定 (1981年署名、発効)

色丹及び千島諸島の周辺12海里水域(貝殻島周辺水域)における昆布採取のための民間協定。具体的な操業条件は、例年4～5月頃にロシア連邦漁業庁と北海道水産会の間で協議を行い決定されている。

- 2015年の操業条件

採取の上限:3,920トン【採取料:8,540万円、機材供与:350万円】

- 主な論点

- ・日本側が必要とする採取量と、見合った採取料支払額の設定

以上

日口漁業交渉における入漁料等(対ロシア)一覽

単位:トシ、百万円

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		2015年	
	割当量	金額	割当量	金額	割当量	金額	割当量	金額	割当量	金額	割当量	金額
地先沖漁業交渉	60,281	646	56,453	578	56,453	578	67,194	788	76,301	829	64,422	416
	51,945	374	51,355	367	51,355	367	62,096	577	71,303	618	62,396	329
	8,336	272	5,098	211	5,098	211	5,098	211	4,998	211	2,026	87
さけ・ます漁業交渉	11,502	2,984	8,250	2,029	9,633	2,472	5,370	1,971	8,580	2,252	4,012	864
	3,055	414	2,694	339	2,562	322	上限無し	371	1,950	252	2,050	264
	8,447	2,570	5,556	1,690	7,071	2,150	5,370	1,600	6,630	2,000	1,962	600
北方四島周辺水域操業枠組交渉		42		42		42		42		42		42
	2,180	21	2,180	21	2,180	21	2,180	21	2,180	21	2,180	21
		21		21		21		21		21		21
貝殻島昆布交渉		94		89		94		92		92		89
	4,144	90	3,920	85	4,144	90	4,032	88	4,032	88	3,920	85
		4		4		4		4		4		4

注:さけ・ます漁業交渉(日本200海里)及び北方四島周辺水域操業枠組交渉については、割当量ではなく「漁獲量」と呼称

注:貝殻島昆布交渉については、割当量ではなく「採取量」と呼称